

立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

## 立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止並びに当該感染症に伴う地域医療体制の整備、市民生活の支援及び地域経済の回復の推進に係る事業に要する経費に充てるため、立川市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する。

### (処分)

第5条 基金の処分する額は、予算で定める。

### (委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。